

◎ 海技士(航海)免許における非ECDIS限定について

ECDIS(電子海図情報表示装置)とは、コンピュータ画面上で海図を表示し、船舶の位置情報等を確認することができる装置です。ここではIMOの性能基準を満たし型式承認を受けたECDISを指します。

1. 平成26年4月以降に初めて海技免許(航海)を取得する方または進級で平成25年6月30日以前の乗船履歴がない方

→緑色の海技免状が交付され、ECDIS搭載船舶に船長や航海士として乗船できません。非ECDIS限定解除の手続きが必要となります。

2. 平成26年3月以前に海技免許(航海)を取得されている方または進級で平成25年6月30日以前の乗船履歴がある方

→黄色の海技免状が交付され、平成28年12月31日まではECDIS搭載船舶に船長や航海士として乗船可能です。平成29年1月1日以降は海技免状に限定が付いたままでは乗船できません。

(限定解除手続きの方法)

以下の書類を全国の運輸局や運輸支局・海事事務所に提出してください。

- (1)海技免許限定解除申請書(第3号様式)
- (2)船員手帳または乗船履歴証明書
- (3)ECDIS限定解除に係る当直従事証明書(別紙1。船長や航海士の指導の下で2月以上ECDISを使用した当直業務に携わったこと)
- (4)ECDISに係る実務経験チェックシート(別紙2。指導者が要記載)
- (5)船舶検査手帳又はメーカーの設置証明(船名、ECDISの型式、搭載時期が確認できること)
- (6)現有海技免状
- (7)写真票(3cm×3cmの写真1枚添付)
- (8)手数料納付書(1300円分の収入印紙貼付)

※外航船に航海士として乗船する場合は、海技大学校等の登録講習機関でECDIS講習を受ける必要があります。なお、講習修了証明書の提出により上記(2)～(5)の書類は省略できます。

※当直業務に従事した履歴は平成28年12月31日までのものになります。使用するECDISの型式によっては、履歴として認められない場合もありますので、申請前に運輸局または運輸支局・海事事務所にお問い合わせください。